様式第８号（第５条関係）

令和6年4月12日

滋賀県議会議長　様

氏　名　　田中松太郎

令和　　５年度政務活動費に係る収支報告について

滋賀県政務活動費の交付に関する条例第10条第１項（第３項）に基づき、別紙のとおり令和　　５年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

令和　5年度政務活動費収支報告書

氏　名　　田中松太郎

1 収　入

政務活動費　2,200,000 円 (利息　0 円含む)

2 支　出

(単位：円)

経　費	支出額	備　考
調査研究費	円	
研修費	円	
広聴広報費	1,066,317円	
要請陳情等活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	48,790円	
事務所費	605,000円	
事務費	円	
人件費	550,000円	
合計	2,270,107円	

3 残　余

0 円

（参考様式４）

会 計 帳 簿

収 入 内 訳	
交付金計	2,200,000 円
利　　息	0 円
合　　計	2,200,000 円

支 出 内 訳	
調査研究費	0 円
研修費	0 円
広聴広報費	1,066,317 円
要請陳情等 活　動　費	0 円
会議費	0 円
資料作成費	0 円
資料購入費	48,790 円
事務所費	605,000 円
事務費	0 円
人件費	550,000 円
合　　計	2,270,107 円

残　　余	0 円

（別紙）

支出内訳書

経　　費	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務諸費・事務費・人件費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要
C01	R5. 5. 31	15,000円	ホームページ維持管理費（令和5年5月分）
C02	R5. 6. 30	15,000円	ホームページ維持管理費（令和5年6月分）
C03	R5. 7. 31	16,000円	ホームページ維持管理費（令和5年7月分）
C04	R5. 8. 31	15,000円	ホームページ維持管理費（令和5年8月分）
C05	R5. 9. 29	15,000円	ホームページ維持管理費（令和5年9月分）
C06	R5. 10. 31	15,000円	ホームページ維持管理費（令和5年10月分）
C07	R5. 11. 30	15,000円	ホームページ維持管理費（令和5年11月分）
C08	R5. 12. 28	15,000円	ホームページ維持管理費（令和5年12月分）
C09	R6. 1. 31	15,000円	ホームページ維持管理費（令和6年1月分）
C10	R6. 2. 29	15,000円	ホームページ維持管理費（令和6年2月分）
C11	R6. 3. 29	15,000円	ホームページ維持管理費（令和6年3月分）
KR01	R. 5. 8. 31	300,619円	県政レポートVol. 33
KR02	R. 5. 12. 28	150,210円	県政レポートVol. 34
KR03	R. 6. 2. 29	300,278円	県政レポートVol. 35
KR04	R. 6. 3. 29	150,210円	県政レポートVol. 36
計		1,066,317円	

（注）1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式（参考様式１）の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」（参考様式2）の支出にあたっては、整理番号欄は「－」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（別紙）

支出内訳書

経　費	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要
S01	R5. 6. 23	4,897円	新聞赤旗（6月分）
S02	R5. 7. 27	4,897円	新聞赤旗（7月分）
S03	R5. 8. 21	4,897円	新聞赤旗（8月分）
S04	R5. 9. 25	4,897円	新聞赤旗（9月分）
S05	R5. 10. 24	4,897円	新聞赤旗（10月分）
S06	R5. 11. 27	4,897円	新聞赤旗（11月分）
S07	R5. 12. 18	4,897円	新聞赤旗（12月分）
S08	R6. 1. 25	4,897円	新聞赤旗（1月分）
S09	R6. 2. 26	4,897円	新聞赤旗（2月分）
S10	R6. 3. 25	4,897円	新聞赤旗（3月分）
計		48,790円	

（注）1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式（参考様式1）の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」（参考様式2）の支出にあたっては、整理番号欄は「－」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（別紙）

支出内訳書

経　　費	調査研究費・研修費・広聴広報費・選挙啓蒙活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要
H1	R5. 4. 28	55,000円	事務所賃借料(5月分)
H2	R5. 5. 31	55,000円	事務所賃借料(6月分)
H3	R5. 6. 30	55,000円	事務所賃借料(7月分)
H4	R5. 7. 31	55,000円	事務所賃借料(8月分)
H5	R5. 8. 31	55,000円	事務所賃借料(9月分)
H6	R5. 9. 29	55,000円	事務所賃借料(10月分)
H7	R5. 10. 31	55,000円	事務所賃借料(11月分)
H8	R5. 11. 30	55,000円	事務所賃借料(12月分)
H9	R5. 12. 28	55,000円	事務所賃借料(1月分)
H10	R6. 1. 31	55,000円	事務所賃借料(2月分)
H11	R6. 2. 29	55,000円	事務所賃借料(3月分)
計		605,000円	

（注）1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式（参考様式1）の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」（参考様式2）の支出にあたっては、整理番号欄は「－」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（別紙）

支出内訳書

経　　費	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要
K01	R5. 5. 31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（5月分）
K02	R5. 5. 31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（5月分）
K03	R5. 6. 30	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（6月分）
K04	R5. 6. 30	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（6月分）
K05	R5. 7. 31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（7月分）
K06	R5. 7. 31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（7月分）
K07	R5. 8. 31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（8月分）
K08	R5. 8. 31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（8月分）
K09	R5. 9. 29	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（9月分）
K10	R5. 9. 29	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（9月分）
K11	R5. 10. 31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（10月分）
K12	R5. 10. 31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（10月分）
K13	R5. 11. 30	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（11月分）
K14	R5. 11. 30	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（11月分）
K15	R5. 12. 28	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（12月分）
K16	R5. 12. 28	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（12月分）
K17	R6. 1. 31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（1月分）
K18	R6. 1. 31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（1月分）
K19	R6. 2. 29	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（2月分）
K20	R6. 2. 29	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（2月分）
K21	R6. 3. 29	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（3月分）
K22	R6. 3. 29	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（3月分）
計		550,000円	

（注）1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式（参考様式１）の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」（参考様式２）の支出にあたっては、整理番号欄は「－」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	C01 C02 C03 C04 C05 C06 C07 C08 C09 C10 C11

領収書その他の証拠書類の添付欄

C01

領　収　証　　No.

田中 松太郎 様

¥30,000－（消費税含む）

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R5年 5月31日

内訳

税抜金額

消費税額等（ %）

NAKAHARA デザイ[redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町9[redacted]
TEL：0748-86-7672　FAX：0748-86-3160

C02

領　収　証　　No.

田中 松太郎 様

¥30,000－（消費税含む）

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R5年 6月30日

内訳

税抜金額

消費税額等（ %）

NAKAHARA デザ[redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町[redacted]-33
TEL：0748-86-7672　FAX：0748-86-3160

その他別紙の通り

事業名、使途および内容等

ホームページ維持管理費（令和5年5月～令和6年3月）

按分による支出の場合の記載事項	按分の率	50/100
政務活動費として支出する額	165,000 円	

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

別紙

No.

C03 領 収 証

田中 松太郎 様

¥30,000－ (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R5年7月31日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザ[redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町[redacted]1-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

No.

C04 領 収 証

田中 松太郎 様

¥30,000－ (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R5年8月31日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイ[redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町9[redacted]33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

No.

C05 領 収 証

田中 松太郎 様

¥30,000－ (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R5年9月29日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン[redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本[redacted]21-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

別紙

C06 領 収 証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000－ (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

25年10月31日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町[redacted]-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

C07 領 収 証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000－ (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

25年11月30日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町[redacted]-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

C08 領 収 証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000－ (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

25年12月28日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン[redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町[redacted]-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

別紙

c09 領 収 証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000－ (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6年 1月31日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町[redacted]33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-[redacted]

c/o 領 収 証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000－ (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6年 2月29日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町[redacted]-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-[redacted]

c11 領 収 証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000－ (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6年 3月29日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザ[redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町[redacted]-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

(参考様式1)

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	KR01
領収書その他の証拠書類の添付欄	

KR01

領　収　書

No. [redacted]

令和 5 年 8 月 31 日

田中 松太郎 様

金額			半	3	0	0	6	1	9

但　県政レポート Vol.33

印刷代金	
消費税額	

[redacted]

上記正に領収致しました。

摘　要

現　金　　円

小切手　　円

相　殺　　円

手　形　　円

(期日　年　月　日)

振　込 300,619 円

一般印刷・コンピュータ用紙印刷・ホームページ制作

近江印刷株[redacted]

代表取締役 黒 西 一

■営業本部・工場／〒529-1302 滋賀県愛知郡愛荘町[redacted]
TEL 0749-42-8400(代) FAX 0[redacted]
URL http://www.omi-in.co.jp
■本　社／〒521-1113 滋賀県彦根市稲部町[redacted]
■東近江支店／TEL 0749-48-2232 ■草津支店／[redacted]
■甲賀支店／TEL 0748-88-7470

扱者印

事業名、使途および内容等	
県政レポート Vol.33	
按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	300,619 円

(注) 1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

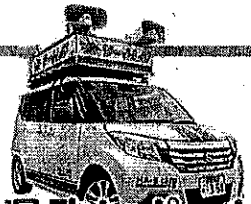

滋賀県議会議員

田中松太郎（たなかまつたろう）

県政レポート
2023年8月 Vol.33



皆さまの県政要望におかせ
事を通させていただき、ご期待がスタートしました。選挙戦を通じていただいた地域の皆様からの様々な要望に対し、県政に向けしっかりと取り組んでいく所存です。
初心を忘れることなく、全力で頑張ってまいります。

プロフィール　昭和47年(1972年)滋賀県甲賀市生まれ　甲賀市甲南町在住　東京海洋大学卒　甲賀・湖南地域振興局勤務　滋賀県庁勤務　甲賀市議会議員（2期）　滋賀県議会議員（2期）　滋賀県議会副議長　滋賀県議会議員（現在）　滋賀県議会環境農林水産委員長　滋賀県議会予算特別委員長　滋賀県議会総務委員長　滋賀県議会決算特別委員

A 琵琶湖環境部長　第3次特定計画までは、県全体で年間500～600頭前後、令和元年～3年度では、年平均で約960頭を捕獲。

Q 長年の里での生活で、いいものを食べているせいか、最近捕獲された個体ではかなり大きなサルもいる。サルの繁殖力が高まっているのではないか。

A 琵琶湖環境部長　把握は困難だが、一般的には餌が豊富にある場合、群れの頭数の増加率は高まる。

Q ニホンザルの被害に遭われている集落の状況について。

A 琵琶湖環境部長　高齢化や過疎化が進み、追い払いなどの被害防除を行う人手が不足するなど、集落ぐるみの対策をとることが難しくなっている。

Q 県の特定計画では、部分捕獲する場合はある程度の頭数は残さなければならないが、集落によってはサルの数と人口が逆転しかねない。集落の現状を計画に反映すべきと考えるが。

A 琵琶湖環境部長　第4次特定計画では、部分捕獲の場合はサルの群れの保全のため、群れの半数もしくは40頭を残して捕獲するとしている。しかし、特に悪質な群れの場合は規模に関わらず全頭捕獲できることになっており、議員のご指摘を踏まえ、現在進めている第5次特定計画では、市町や専門家の意見も聴きながらどのようにすべきか考えていく。

Q 計画期間の途中だが、これまでの状況を踏まえ、第4次特定計画の評価について。

A 琵琶湖環境部長　第4次特定計画は今年度までで、最終的な評価には至らないが、被害防除対策の実施や捕獲により、農作物被害は減少した一方で、生活環境被害については、依然として解消されていない。

ただし、計画的に群れ単位の捕獲を行った地域では、群れの消滅や個体数の減少によって被害が低減していることから、計画的な群れ単位の捕獲を一層進める必要があると認識している。

Q 第3次特定計画からサルの個体群管理を南部、甲賀、中部、湖北、高島の各ユニットごとの管理としているが、個体数管理は群れごとに行っている。ユニット毎の管理目標を第5次特定計画に盛り込んでいくべきでは。

A 琵琶湖環境部長　市町をまたがって群れが連続して分布しており、広域的かつ計画的な対策が求められることから、県を複数の区域に分けたユニット管理が効果的と認識している。第5次特定計画の策定にあたり、ユニット管理の実効性を高めるために、体制面から関係者間で調整をした上で、具体的なユニットごとの管理目標について検討していく。

Q 令和4年3月に策定された群馬県ニホンザル適正管理計画では、旧市町村単位にサルの定着による「拡大防止ライン」を設定され、サルが定着していない地域への侵入を防止する対策が取られている。本県でも、サルの活動拡大防止ラインを設けるなどの対策が必要と考えるが。

A 琵琶湖環境部長　群馬県との違いに留意が必要だが、本県でユニット管理を進めていくなかで、活動拡大防止ラインを設定する必要性についても市町とともに検討する。

Q 第5次特定計画の期間中に、確実に生活環境被害をなくすことについて。これまでの地域の実情も踏まえ、県はどのような対策をとるのか。

A 知事　自然と人間のあり方を見直しながら、切実な被害を受けている住民の意見にも耳を傾け、これまでやってきたことと、直近の変化、他府県や国の取り組みなどを参考に、5次計画作りを実効性をもって推進し、取り組んでいきたい。



滋賀県版図柄入りナンバープレートについて

滋賀県版図柄入りナンバープレートは、2018年の10月に交付が開始され、本年10月で丸5年になろうとしている。

最初期は県内でも見かけることは少なかったが、最近では自家用車やバス、トラックなど県内各地で頻繁に見かけるようになっている。

さて、2018年の県議会11月定例会議の一般質問にて、私は図柄入りナンバープレートに関する質問を行っている。その際、図柄入りナンバープレート導入にあたって行われたアンケート結果から、アンケート結果の数字をあてはめると、滋賀県内に登録されている自動車数100万台のうち、約63万台が図柄入りナンバープレートの装着車になる計算になり、仮に50万台が寄附金つきのナンバープレートだとすると、寄附の総額は最低でも5億円になる。これらは、滋賀県の観光振興や交通改善に役立てられることになり、非常に大きな財源である。県民自ら寄附をし、走る広告塔となって滋賀県をPRしていただけるということで、県にとっては非常にありがたく、より多くの方々に御協力いただきたい、といったことを申し上げている。



Q 現在の滋賀県版図柄入りナンバープレートの登録状況は。

A 総合企画部長　国土交通省の集計（令和5年5月末現在）によると、登録自動車4,676台、軽自動車9,164台、合計13,840台。図柄入りナンバープレートは寄付金ありとなしを選択できるが、寄付金ありが9,573台、寄付金なしは4,267台となっている。

Q 全国の地方版図柄入りナンバープレートの登録状況（順位）は。

A 総合企画部長　地方版図柄入りナンバープレートは全国で44万9,195台が登録申し込みされており、全国58地域の中で、滋賀県版図柄入りナンバープレートの登録申し込み台数は第10位に位置している。（国土交通省集計：令和5年5月末現在）

Q 滋賀県版図柄入りナンバープレートの登録数の推移は。

A 総合企画部長　交付開始の平成30年10月からの1年間で3,931台、令和元年10月からの1年間で2,271台、令和2年10月からの1年間で1,921台、令和3年10月からの1年間で3,393台、令和4年10月から令和5年5月までの8カ月間で2,324台の登録申し込みがあった。

Q 導入当初のアンケート結果からみて、現在の登録状況をどのように評価されるのか。

A 総合企画部長　滋賀県版図柄入りナンバープレートの普及率は1.01%であり、アンケート結果と実際の普及状況を比べると大きな乖離が生じている。理由としては、普通自動車の場合、ナンバープレートの交付手数料が通常のものと比べ7,000円程度高いことなどが考えられる。

Q そもそもアンケートの取り方に問題はなかったか。

A 総合企画部長　ナンバープレートの交付手数料がいくらかといった情報を示さずにアンケートを行ったので、そういった点で乖離が生じているかもしれない。

Q 率先してPRするには、県の公用車への取付が大前提だが、県の公用車への滋賀県版図柄入りナンバープレートの取り付け状況は。

A 総合企画部長　令和4年度末現在、県で保有している公用車738台のうち、121台、約16%の公用車に装着している。令和2年度より県の公用車への装着は標準仕様としており、引き続き車両更新の際に、滋賀県版図柄入りナンバープレートの装着を進める。

Q 県内市町の公用車への滋賀県版図柄入りナンバープレートの取り付け状況について。

A 総合企画部長　令和4年度末現在、公用車に滋賀県版図柄入りナンバープレートを取り付けている市町はない。理由としては、通常のナンバープレートに比べて交付手数料が高い、車両更新の機会が少なく今後の更新時に導入・装着を検討したい、といったところ。

各市町には、改めて図柄入りナンバープレートの意義等を説明し、車両の更新のタイミング等を捉えて公用車への装着をお願いしていく。

Q 滋賀県版図柄入りナンバープレートの寄付金の流れは。

A 総合企画部長　図柄入りナンバープレートの登録申し込みを行った自動車ユーザーが納付した寄付金は、自動車整備振興会等の国が指定するナンバープレート交付代行者を通じて、寄付金管理団体である公益財団法人日本デザインナンバー財団が受領する。寄付金は、地域の交通改善や観光振興等に活用することとされており、財団は、その活用に対する助成事業や、図柄入りナンバープレートに関する調査、研究の事業等に充てている。

Q 滋賀県版図柄入りナンバープレートの寄付金の状況は。

A 総合企画部長　日本デザインナンバー財団に確認したところ、本県における寄付金の累計は、令和5年5月末現在で860万8,400円。

また、寄付金活用事業に対する助成事業において、財団から本県への助成予算額の上限は、令和4年度までの寄付実績額に基づき500万1,000円となっている。

Q 滋賀県版図柄入りナンバープレートの寄付金の活用状況について。

A 総合企画部長　寄附金活用事業に対する助成事業は、地域の交通改善や観光振興等に資する事業を対象としており、事業や事業者の選定は、県や交通事業者、観光事業者等の関係者で構成する協議会で行うこととなっている。

本県では、令和2年9月に「滋賀県図柄入りナンバープレート推進協議会」を設置したが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、観光振興等において効果的な事業が展開できないと判断し、寄付金を活用した事業の選定を見送ってきたが、今年度から寄付金を活用することとし、今後、助成事業の募集を行った上で、対象事業と事業者を選定していく。

Q 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金の全国での活用状況について。

A 総合企画部長　全国の助成実績は、令和2年度は2件の119万7,300円、令和3年度も2件で719万921円となっている。

例えば、徳島県では観光誘致ポスターの製作事業に、熊本県では高齢運転者へのドライブレコーダー設置支援事業に寄付金が活用されている。

■ 令和5年度の田中松太郎の議会関係の主な役職 ■

【会派】
- チームしが県議団　副政調会長

【委員会】
- 土木交通・警察企業常任委員会　副委員長
- 地方創生・子ども政策推進対策特別委員会　委員
- 議会運営委員会　委員
- 議会改革検討委員会　副委員長

【議員連盟】
- 自転車利用促進議員連盟　副会長
- 滋賀県ICT推進議員連盟　事務局長
- 滋賀県スポーツ振興議員連盟　幹事
- 滋賀県国際友好議員連盟　会計
- 滋賀県再犯防止推進議員連盟
- 滋賀県がん対策推進議員連盟
- 滋賀県拉致問題解決議員連盟
- 防衛議員連盟
- 難病対策推進議員連盟

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	KR02

領収書その他の証拠書類の添付欄

KR02

領　収　書

No [redacted]

令和 5 年 12 月 18 日

田中　松太郎　様

金額	¥150,210-

但　県政レポート Vol.34

印刷代金	
消費税額	

[redacted]

上記正に領収致しました。

摘要

現金　　円

小切手　　円

相殺　　円

手形　　円

(期日　年　月　日)

振込 150,210 円

一般印刷・コンピュータ用紙印刷・ホームページ制作

近江印刷株 [redacted]

代表取締役 [redacted]

■営業本部・工場／〒529-1302 滋賀県愛知郡愛荘町川
TEL 0749-42-8400(代) FAX 07
URL http://www.omi-in.co.jp
■本　社／〒521-1113 滋賀県彦根市稲部町10
■東近江支店／TEL 0749-48-2232 ■草津支店／
■甲賀支店／TEL 0748-88-7470

扱者印

事業名、使途および内容等
県政レポート Vol.34

按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	150,210 円

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

県政レポート
2023年11月 Vol.34

滋賀県議会議員

田中松太郎

（たなか まつたろう）



十一月に入っても夏日が続くなど、なかなか秋が訪れない状況が続いていましたが、ようやく秋の訪れを感じる季節となってきました。インフルエンザも流行してきますので皆様お身体には十分ご自愛ください。

プロフィール 昭和47年 滋賀県甲賀市出生 甲賀市立甲南中学校 在住 建築業（株）取締役 専修大学法学部 卒業 日本青年会議所 元理事長 滋賀県青年会議所 元理事長 甲賀青年会議所 元理事長 甲賀市議会議員（3期） 前 滋賀県議会議員（1期） 国土交通・農林水産・企画総務常任委員会 副委員長、滋賀県議会議員 広報委員長、地方創生・子ども政策推進対策特別委員会 委員長

田中松太郎 事務所 甲賀市水口町北脇436-1 TEL.0748-63-5340/FAX.0748-63-5341 田中松太郎 検索

クリーンセンター滋賀 開業から5年 産業廃棄物の受入終了

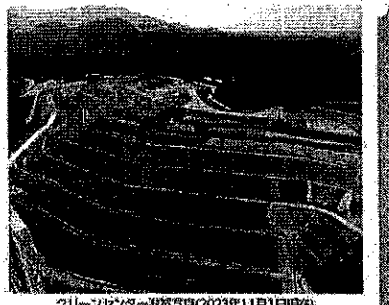

クリーンセンター滋賀写真（2023年11月1日現在）

県下唯一の産業廃棄物管理型最終処分場である「クリーンセンター滋賀」（甲賀市甲賀町神地先）は、平成20年10月30日の開業以降、県内廃棄物の適正処理や企業立地のための産業基盤の役割を担ってきましたが、地元との協定による廃棄物の受け入れ終了期間（開業から15年間：令和5年10月末日まで）を迎えました。

私は令和元年9月の一般質問にて、状況と今後について、県がどのように責任を果たして行くのか質問していました。

廃棄物の受け入れ終了後は、5年間の管理期間内に受入施設等の解体・撤去を行うとともに、埋立地内の再整備工事を実施し、借地である埋立処分場地を地権者へ返還する予定になっています。

また、廃棄物の受け入れ終了後も埋立処分場の廃止手続きが完了できるまでの数十年間、浸出水処理や硫化水素対策などの環境対策を実施し、施設の維持管理等を適切に継続する義務が、県にはあります。

＜今後の主な内容＞

滋賀県環境事業公社が次の業務を行う。

①土地返還に向けた施設内再整備工事、地元・地権者対応

●埋立地を覆土し、植樹に向けた雨水・浸出液整備工事を行う。（令和6年度まで）

●道路整備工事と法面崩落を防ぐための排水路整備工事を行う。（令和10年度まで）

●発生ガス処理設備を1つに集約する工事を行う。（令和7年度まで）

●施設撤去（解体・整設）工事を2期に分けて行う。（令和9年度まで）

●借地返還に向けた地元・地権者等との協議・調整（令和10年度まで）

●管理棟撤去に伴う事務室の移転（水処理施設へ移転）

●浸出水処理や硫化水素による臭気対策の継続して対応が必要な業務

●浸出水処理施設等の計画的な設備更新・保守等の維持管理。

維持管理体制

廃棄物の受入終了後5年間は、滋賀県環境事業公社が管理運営を行うが、管理期間終了（令和10年度）以降の維持管理体制については県と公社で連携し、検討していく。

維持管理にかかる財源について

令和5年11月以降、廃棄物の受け入れによる収入がなくなることから、これまでに蓄えてきた現金預金、有価証券等の他、維持管理積立金や大規模修繕等積立金により運営を行う。

地元対応について

令和5年10月2日

神区区長およびクリーンセンター滋賀対策委員会委員長から滋賀県知事および甲賀市長に対して、クリーンセンター滋賀の今後の環境保全対策について要望書が提出される。

令和5年10月19日

滋賀県知事より、今後も施設の管理については責任を持って対応する、との回答。

※なお、埋立処分（廃棄物の受け入れ）が終了した後のクリーンセンター滋賀の施設の維持管理については、平成16年3月29日に地区と設置者である滋賀県環境事業公社の間において協定書が締結されている。

令和5年10月28日

クリーンセンター滋賀感謝祭開催

知事から神区に対して感謝状贈呈。

クリーンセンター滋賀感謝祭開催

10月28日(土)にクリーンセンター滋賀にて感謝祭が開催され、400人を超える来場がありました。

小佐治すいりょう太鼓のメンバーによる和太鼓の演奏に始まり、ロケットの発射による開会が行われ、公社理事長から地元神区に対し、感謝状の贈呈がありました。

イベントでは缶バッジ製作、ポン菓子の作製実演・配布、成安造形大学似顔絵クリエイターによる似顔絵コーナーなどがあって、来場した方々が楽しんでいる姿が見られました。

神区自治会からは、かむら汁とおにぎりの提供や餅つきがあり、私も参加させていただきました。

他にもクリーンセンター滋賀による廃棄物受入期間の15年間を振り返る展示や環境設置施設の事後調査結果報告会、3R工作コーナーがあり、興味深く拝見しました。

長年地元で親しまれたクリーンセンター滋賀感謝祭ですが、廃棄物受け入れ終了に伴って、残念ながら今回で最後となりました。





第3弾しが創キャンペーン 第2回抽選申込受付中!!

「しが創」とは、県内の中小・小規模事業者を応援するためのクーポンを利用できます。

この事業として、滋賀県内の店舗や施設で使える「LINE」の電子割引券を発行。

今回【第3弾】として、「新・しが創キャンペーン」の第2回抽選申込が開始されており、申込期間は12月17日までです。

当選者数は30万人（第3クール、第4クール各15万人）で、当選すると①来年1月9日～26日②来年1月20日～2月18日

抽選申込期間	抽選結果発表		利用期間
第1回 10/16(月)～10/29(日)	11月6日(月)	第1クール	11月8日(月)～11月26日(日)
		第2クール	11月27日(月)～12月17日(日)
第2回 11/2(木)～12/17(日)	12月21日(木)	第3クール	1月9日(火)～1月26日(金)
		第4クール	1月29日(月)～2月18日(日)
申込締め切り 2021年2月7日(日)	2月7日(水)	第3クール	2月24日(土)～3月5日(土)

詳しくはこちら

第3クール 申込者数	45.1万人
当選者数	40万人（第1クール、第2クール各20万人）
参加店舗	6,059店舗（12/6時点）

「全国旅行支援」滋賀を旅しよう！ 第3弾開始!!

2023年6月末に終了した滋賀県全国旅行支援「今こそ滋賀を旅しよう」の申込受付が2023年11月20日から再開されています。

今回は宿泊施設への直接予約のみが対象で、期間は令和5年11月27日(月)から12月26日(火)までです。

宿泊代金が20%割引	抽選クーポン券
上限3,000円/泊	1人1泊あたり2,000円分 / 1人1泊あたり1,000円分

	令和5年11月27日(月)～令和6年1月15日(月)	令和6年1月16日(火)～12月26日(木)
予約方法	・宿泊施設への直接予約	・宿泊施設への直接予約
対象期間	・宿泊日 ・乗車券 ・日帰り旅行	・宿泊旅行
割引額上限	・交通付き宿泊商品1泊3,000円 ・宿泊商品1泊3,000円 ・日帰り旅行1泊3,000円	・宿泊旅行1泊3,000円

詳しくはこちら

田中松太郎の日々の活動はSNSでも配信しています！

公式ホームページ

Facebook

Instagram

田中松太郎 http://matsutaro.jp/

10/19 地方創生・子ども政策推進対策特別委員会

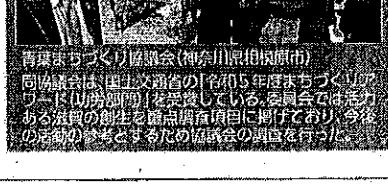

10/20 地方創生・子ども政策推進対策特別委員会

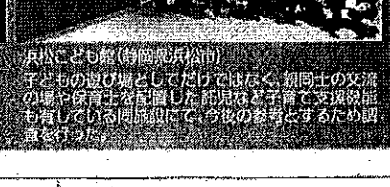

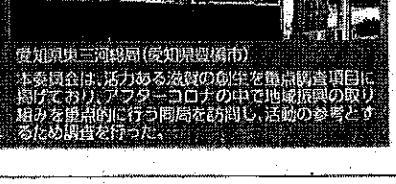

青葉里ちづくり協議会（神奈川県相模原市）

同協議会は、地域文化の「令和5年度までちづくりアワード10周年事業」を実施している。委員会の皆さんは、ある活動の創生を重点調査項目に掲げており、今後の参考とするため、さまざまな活動の調査を行った。

兵松こども館（静岡県浜松市）

子どもの遊び場としてだけではなく、親同士の交流や子育て支援施設も有している同施設にて、今後の参考とするため調査を行った。

愛知県東三河地域（愛知県豊橋市）

本委員会は、活力ある活動の創生を重点調査項目に掲げており、アフターコロナの中で地域振興の取り組みを重点的に行う同局を訪問し、活動の参考とするため調査を行った。

2023年11月／第36号

チームしが県議団 会派ニュース NEWS #36 2023.11

チームしが県議団
〒520-8577 大津市京町4丁目1-1 県庁本館2階
TEL/077-528-4035 FAX/077-510-6520
MAIL/info@knw.jp
発行責任者／今江政彦 編集責任者／小川泰江



機運醸成に向け会派全員で
「国スポ・障スポ」ロゴ入りポロシャツを着用して撮影

スポーツの秋です。かごしま国体は10月7日から17日まで行われ、滋賀県選手団は男女総合17位でした。選手の皆さんの活躍に敬意を表します。さて、2024年から国民体育大会は国民スポーツ大会に名称が変わり、2025年はいよいよ滋賀県で国スポ・障スポが開催されます。国スポ・障スポの開催を契機としたスポーツの振興が目的です。スポーツの振興は私たちの社会を豊かにすることにつながる大切な政策の一つと考えます。スポーツの力を信じて、県民の皆さまと共にスポーツ振興に取り組んでいきたいと思いますので、引き続きの皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

チームしが県議団 一同



9月定例会議における代表質問の項目

- □ 来年度予算について
- □ 防災・減災について
- ☑ 猛暑による影響と対応について
- ☑ 大阪・関西万博に向けた取り組みについて
- □ 県立高等専門学校について
- □ 国スポ・障スポ大会について
- □ 廃棄物行政について
- □ 「健康しが」について
- □ 子ども政策について
- □ 産業誘致と中小企業支援について
- □ 教育環境の変化と対応について
- ☑ 琵琶湖における水難・船舶事故について

[滋賀県議会公式サイト] 滋賀県議会録画放映 ◀九里議員 質問 答弁▶



[9月定例会議 代表質問]

チームしが県議団を代表し、**九里 学** 議員が質問しました。

猛暑による影響と対応について

Q 熱中症の発生状況等と今後の対応について伺う。

A 本年5月1日から9月17日における本県の熱中症の救急搬送の人数は918人で、高齢者が54.2%、子どもが13.4%。傷病の程度は軽症であった方が81.4%、死者は0人、発生場所は、住居の38.7%が最も多かった。（総務省の調査）
本県では、熱中症予防に向け、行動のポイントを県ホームページやしらしがメール、SNSで情報発信するとともに、企業と連携してチラシを配布するなどの啓発に取り組んでいる。引き続き、取り組みを継続し熱中症予防を徹底する。

Q 学校体育館の空調整備が必要と考えるが？

A 県立学校の体育館は、空調に必要な断熱性が確保されておらず、屋根や外壁、窓などの大規模な改修工事が必要となるなど、空調整備には様々な課題がある。学校施設は、生徒にとって学びと生活の場であるが、災害時には避難所として活用されることも想定される。生徒にとって、安全・安心で、快適な教育環境と、避難所の生活の質の向上のための対応について、ソフト、ハードの両面から、今後検討していく。

大阪・関西万博に向けた取り組みについて

Q 滋賀の子どもたちの万博への「招待」と「万博に関わる取り組み」の目的および方法について伺う。

A 子どもたちが、万博で世界の様々な文化や知見、技術に触れることは、自分の興味や得意分野を自覚し、将来進みたい方向性や、社会の課題にチャレンジする姿勢などを自分の中で育てるきっかけとなると考える。このため、子どもたちの万博への招待は、入場料が必要な満4歳から高校生までを対象に、教育旅行もしくは個人や家庭でより多くの子どもたちが行くことができる仕組みを検討する。また、招待以外で万博に関わる取り組みについても年度内に企画案をとりまとめたい。

Q 今後の大阪・関西万博を盛り上げるための取り組みについて伺う。

A 観光振興局など関係課で構成する庁内プロジェクトチームを設置し、関西パビリオンへの参加、会場内催事、県内催事、観光誘客、子どもの参画、推進組織について検討を進めている。また、万博を機に、国内外の方に観光、移住、ビジネス等幅広い分野で滋賀に関心を持ってもらうためには、オール滋賀での参加が重要。経済界を始めとする各種団体等で構成する万博推進組織を年内に設置し、県全体での取り組みの広がりにつなげる。

comment

大阪・関西万博 滋賀県基本計画

滋賀県は関西広域連合が設置するパビリオンの中に「滋賀県ブース」を設ける予定です。また、多目的エリア等でのイベントも計画しています。

詳しくは、大阪・関西万博 滋賀県基本計画をご覧ください▲


メインホール案「滋賀フィールド体験」
カメラ型デバイスを活用した記憶に残る体験を演出します。

琵琶湖における水難・船舶事故について

Q 琵琶湖の船舶事故の現状と対策について伺う。

A 本年（9月24日現在）の船舶事故は48件、死者2人、うち水上オートバイによるものが19件、死者1人。主な態様は、水泳場付近での水上オートバイの無謀操船による事故、荒天時の出航による沈没、燃料切れによる漂流等。
県警察では、特に水泳場付近の警備艇による取締りを強化し、無謀操船者に対してはあらゆる法令を駆使して検挙・指導する。また、条例で義務付けている水上オートバイ安全講習における事故防止教育の一層の強化、マリーナへの安全対策の呼び掛け、関係団体等と連携した事故防止対策の啓発を強化していく。

Q 水上オートバイの利用に対する安全対策について伺う。

A 無免許での事故や水上オートバイ同士の衝突による死亡事故が発生しており、取締りの強化、事故防止のための指導・啓発を不断に行う必要がある。本県や他県の事故事例を踏まえ、酒気帯び操船等にかかるルール作りや、取締り、指導・啓発の方法を検討していく。ただし、罰則付きのルール制定は、取締り等により遵守を担保する必要があること、規制対象が水上オートバイに限らず全ての湖面利用者となり得ること等について、慎重な見極めが必要になる。



(参考様式1)

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・裏請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	KR03

領収書その他の証拠書類の添付欄

KR03

領　収　書

No. [redacted]

令和 6 年 2 月 29 日

田中 松太郎 様

金額			¥	3	0	0	2	7	8

但 県政レポート Vol.35

印刷代金	
消費税額	

[redacted]

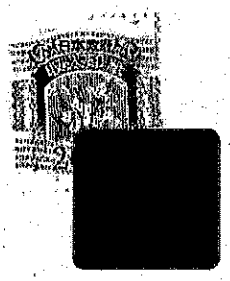

上記正に領収致しました。

摘要

現金　円

小切手　円

相殺　円

手形　円

(期日　年　月　日)

振込 300,278円

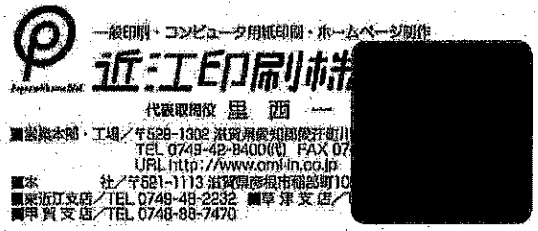

一般印刷・コンピュータ用紙印刷・ホームページ制作

近江印刷株[redacted]

代表取締役 里西一

■営業本部・工場／〒528-1302 滋賀県愛知郡愛荘町川[redacted]
TEL 0749-42-8400(代) FAX 07[redacted]
URL http://www.omi-in.co.jp
■本　社／〒521-1113 滋賀県彦根市稲部町10[redacted]
■東近江支店／TEL 0749-48-2232 ■草津支店／[redacted]
■甲賀支店／TEL 0748-88-7470

扱者印

事業名、使途および内容等	

県政レポート Vol.35

按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	300,278円

(注) 1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

県政レポート
2024年1月 Vol.35

滋賀県議会議員
田中松太郎（たなかまつたろう）



新年早々、石川県能登半島の地震、羽田航空機の事故など大規模な自然災害や事故が発生し、令和6年は波乱の幕開けとなりました。滋賀県としても決して他人事ではなく、日頃からの備えを今一度強化してまいりたいと思います。

プロフィール 昭和47年 滋賀県甲賀市生まれ 甲南高校卒業 慶應義塾大学法学部政治学科卒業 同大学院法学研究科修士課程修了 衆議院議員秘書 甲賀市議会議員（2期） 滋賀県議会議員（現在3期目） 滋賀県議会 農林水産・商工観光労働・予算・決算各常任委員会 議会運営委員会 地方創生・子ども政策推進対策特別委員会

田中松太郎事務所 甲賀市水口町北脇436-1 TEL.0748-63-5340/FAX.0748-63-5341 田中松太郎 検索

能登半島地震 滋賀県からの支援状況

1月1日に能登半島地震が発生し、多くの方々が犠牲になられました。お亡くなりになられました方々に哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の方々、被災された方々に心よりお見舞い申し上げ、被災地の1日も早い復興をお祈り申し上げます。

地震発生後、消防庁長官から滋賀県知事への出動の指示を受け、被災地において救助・救助活動等を行うため、1日に緊急消防援助隊滋賀県大隊の編成を行い、第1次隊として38隊132名を石川県に派遣し、その後、第3次隊まで延べ394名の派遣を行いました。また、県職員による避難所運営支援員も活動中で、現在延べ100人の支援を予定しているほか、物的支援として食料約83,000食の支援を行い、広域避難として被災者の受け入れを行うなど、滋賀県としても多くの支援を行っております。関西広域連合の対応により、滋賀県はカウンターパート支援先として能登町の支援を行うこととなっており、引き続き能登町に対し必要とされる支援を行ってまいります。

物的被害状況（能登町役場周辺）


応急危険度判定（能登町役場周辺 1/8(月)～）


道路用壁（能登町役場周辺）


水道寺院倒壊（能登町役場周辺）

生活支援の様子（発災8日～10日目）


避難所状況（1/8 コンセールのと）


罹災証明窓口（1/9 能登町役場）


野菜の無料配布（1/9 能登町役場周辺）


自衛隊の仮設風呂（1/10 柳田体育館）

物資支援状況


大森町長 滋賀県からの紙おむつ受け取り


物資の集積拠点（柳田体育館）

能登町職員・リエゾン職員の会議・共有の場


能登町災害対策本部会議


リエゾン駐在間での情報共有

令和6年能登半島地震への対応

これまでの実績

（1）人的支援　※延べ人数
- 災害マネジメント支援員・情報連絡員
  1/3～1/24までに延べ14人予定
- 避難所運営支援員
  1/6～1/21までに延べ1000人予定
- 被災建築物の応急危険度判定士
  1/4～1/23までに延べ48人予定
- 住家被害認定調査
  1/14～1/20　2人
- 緊急消防援助隊
  1/1～1/11　394人
- 広域緊急援助隊
  1/1～1/16　42人
- DMAT（災害派遣医療チーム）
  1/4～1/20　62人
- DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）
  1/4～1/2までに延べ20人予定
- DWAT（災害派遣福祉チーム）
  1/12～1/31までに延べ15人予定
- 応急給水支援
  1/4～1/26までに延べ30人予定
- 下水管渠被害調査業務支援
  1/8～1/28までに延べ17人予定
- し尿処理施設業務支援（資機材整備事業協同組合）
  1/9～1/14　6人
- 災害支援ナース（滋賀県看護協会）
  1/6～1/30までに延べ31人予定
- 滋賀県-JRAT（リハビリチーム）（日本災害リハビリテーション支援協会）
  1/14～1/19　5人

（2）物的支援
- 食料…約83,000食【県】
- 段ボールベット…100箱【県】
- ブルーシート…86枚【県】
- 紙おむつ【乳幼児用と大人用】
  …8,272枚【県】
- 土のう袋…1,000枚【県】
- 飲料水…500ml換算、20,664本
  【大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市】

（3）被災者の受入れ

広域避難
- 公営住宅の提供　25戸…県営2戸、市町営23戸
- ホテル・旅館の客室提供　45施設…2,237人分※観光庁が確保

（令和6年1月20日現在）

※写真は滋賀県防災危機管理局より提供

県政質問 一般質問

Youtubeの収益化と活用について

県の公式SNSは180以上のアカウントが各所属ごとに乱立するように開設されており、最近では動画による情報発信が増えてきたことに伴い、県公式のYouTubeのチャンネル数も増加傾向にあります。

2021年6月YouTubeの利用規約変更に伴い、県公式YouTubeチャンネルのいくつかで広告が表示されるようになったことから、この広告収入を県の財源に充てるために、「収益化」の手続きを行ってはどうかという提案を以前から当局にしてまいりました。

そこで県公式のYouTube収益化と活用について次の質問を行いました。

質問動画

Q 県で開設をされている公式YouTubeのチャンネル数について。

A 総合企画部長　SNS等を利用する場合は、県広報デジタル責任者である副知事に届け出ることとなっており、現在、開設の届け出がされ公開されているYouTubeのチャンネル数は56です。

Q 10月18日に財政課長から各課、局長あてに発出された「広告等事業の推進にかかる要綱類等の改正について」という通知の内容は。

A 総合企画部長　県の意向に関わらず表示される広告の収益化を図る規定の追加や、県産業等に関する広告の審査事務の見直しを行うなどの改正を行いました。

これまで、県が事前に広告の内容を審査できない場合、広告収入を受け取る対象としていませんが、YouTubeは、再生時に運営側の広告ポリシーの範囲内で広告が流れることから、この仕組みを活用し収入の機会を確保するため、規定を追加したものです。

Q YouTubeが定めている収益化の条件について。

A 総合企画部長　YouTube公式によると、広告収入を得るには、「ガイドラインに準拠したコンテンツを作成している」等の要件を満たしたうえで、チャンネル登録者数が1千人以上、公開されている動画の過去365日間における総再生時間が4千時間以上、またはショート動画の過去90日間の視聴回数が1千万回以上であることが条件とされています。収益化のためには、これらの条件をいずれも満たした上で、収益化する旨、運営者側に申請し、承認される必要があるということです。

Q 収益化の条件に該当する県の公式YouTubeチャンネルについて。

A 総合企画部長　令和5年12月6日現在、登録者数および再生時間の条件を満たしているものは5件、そのうち審査を通過して収益化が決定したのは4件です。

【承認されたチャンネル】

●ポートレースびわこ公式メインチャンネル：登録者数4万1,377人、ライブ配信1,182本、動画本数(ショート含む)450本、再生回数3,387.8万回、総再生時間903.7万時間。

●ポートレースびわこ公式YTubeチャンネル：登録者数1万5,796人、ライブ配信6,960本、動画本数(ショート含む)1,623本、再生回数289.5万回、総再生時間30.3万時間。

●滋賀県公式YouTubeチャンネル：登録者数1万4,365人、ライブ配信206本、動画本数(ショート含む)2,197本、再生回数1,105万回、総再生時間25万6千時間。

●いなずまどぼっく　滋賀の建設業の魅力発信チャンネル：登録者数1,532人、動画本数(ショート含む)40本、再生回数74万回、総再生時間2.5万時間。

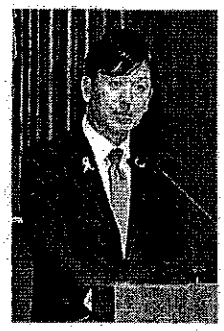

Q 収益化に向けた取り組み状況について。

A 総合企画部長　4件のチャンネルいずれも広告収入の受け取りに向け、現在申請者の情報確認などの手続きを行っています。

Q 他の都道府県や県内自治体における収益化の取り組み状況について。

A 総合企画部長　令和5年12月5日現在、本県以外では2自治体、県内の市町では1自治体が取り組んでいます。

Q 各チャンネルの収益の見込み額について。

A 総合企画部長　直近1年間の再生状況をもとに、年間の収入見込みをチャンネルごとに試算したところ、ポート事業で30万円程度、その他のチャンネルで2万円～3万円程度と見込んでいます。

Q 県公式YouTubeの各チャンネルも、もう少し有効的に活用できるのではと考えるが、滋賀県広報戦略の取り組み状況について。

A 知事公室長　SNSを活用した広報は、それぞれの媒体の特性を踏まえて有効に活用できるよう、県庁全体でスキルの底上げを図ることが重要であると認識しています。「いなずまどぼっく」などの好事例を広報戦略会議において共有し、令和5年8月には「自治体広報におけるSNSの効果的な活用について」をテーマにした研修会を開催しています。また随時、専門的な知識を有する広報アドバイザーによる個別の相談にも対応しているところです。

Q ソーシャルメディアの長所を生かし、県民に情報をしっかり届ける工夫を講じることが重要と考えるが。

A 知事公室長　企画段階から「届けること」を意識して、受け手や発信のタイミング、ねらいを明確にして、コンテンツを制作することが重要であると考えています。また、広報戦略において、コンテンツの制作だけではなく、対象者に届けるための取り組みにも重点を置くこととしており、SNSを活用した広報を行う際のノウハウや困りごとを担当者間で共有し、受け手に伝わる情報発信の実現を目指します。

デジタル地域コミュニティ通貨まちのコイン「ビワコ」について



Q 改めてデジタル地域コミュニティ通貨まちのコイン「ビワコ」とはどのようなものか。

A 総務部長　「まちのコイン」というスマートフォン・タブレット端末向けのアプリで使用できる滋賀県の地域コミュニティ通貨です。発行主体は県と関係市町、大学で構成する協議会で、換金性もなく発行コストもかからず、有効期限は90日間です。

体験を提供する地域の加盟店舗等と、体験の利用者が「まちのコイン」をやりとりする中で、地域内の人だけでなく、地域外の人も関係人口として新たに、そして、継続的に地域に関わることで「まちのにぎわいづくり」につなげようとするものです。

Q 現在のまちのコイン「ビワコ」の状況について。

A 総務部長　サービス開始から約1年4か月が経ち、約600の企業・団体・個人が、体験を提供する「スポット」として参画しています。また、これまで2千を超える体験が登録されています。「ユーザー」登録は、既に1万人を超え、直近12週間の総流通量は約2千万ビワコという状況です。

Q 他の自治体におけるまちのコインの状況について。

A 総務部長　「まちのコイン」は、全国で25地域で導入をされており、本県以外では、神奈川県鎌倉市や大阪府八尾市など、個々の市区町村単位で運用されています。特に鎌倉市では、「竹林の保全活動につながる「たけのこ掘り体験」」や「建長寺をめぐるスタンプラリー」などの体験がユーザーによって利用され、地域からも「たくさんの店やイベント、人とのつながりができ、様々なエピソードが生まれた」といった声が上がっており、それ以外の地域でも、「まちのコイン」が地域の活性化につながっているとのことです。

Q 県が実施する様々な事業にも連携していくべきと考えるが、これまでの県の事業等での取り組み状況について。

A 総務部長　SMOUT・まちのコインの運用により、県内の地域資源を活用したイベント等を県内外の方々に体験してもらうことで、協定で掲げる「関係人口の拡大」や「地域活性化の実現」に一定つながっているほか、人材育成の点でも、デジタル技術を使った魅力発信スキルが地域において養成されています。また、企業版ふるさと納税を活用して、イベントの企画や広報に長けた人材を受け入れ、県職員にはない視点も取り入れながら事業を推進するといったことができており、先進的な取り組みとして、今年度、全国知事会の優秀政策に選定されたり、多くの視察の依頼がくるなど、全国から注目されていると受け止めているところです。

Q まちのコイン「ビワコ」の展開にあたって、モデル地域にそれぞれエリアコーディネータが配置されているが、その役割について。

A 総務部長　地域での普及に向けて、事業の趣旨や利用方法に関する説明会の開催のほか、独自の広報ツールの作成やスポットの開拓など、多岐にわたって活動しています。

Q なかなか浸透していっていないという現実があるが、まちのコイン「ビワコ」の課題について。

A 総務部長　コミュニティ通貨「ビワコ」は、まちのコイン導入自治体の中でもスポット数で1位、ユーザー数や流通量でも3位と高い利用状況ですが、今後さらに地域の活性化に有効に活用していくためには、ユーザーが「ビワコ」を継続的に利用できる仕組みづくりが課題になってきます。そのため、県事業との連携や、趣旨に賛同いただいた企業の協力を得ながら「ビワコ」を使える体験の充実を図り、ユーザーに地域とのつながりを感じながら継続して楽しんでもらえるように取り組みを進めていきます。

Q 「しが割」や「しが旅」、「もしサポ滋賀」の参加事業者や協力事業者に呼びかけをしてはどうか。まちのコイン「ビワコ」による中小事業者支援の可能性について。

A 知事　事業者にとっては、広告料なしでユーザーに宣伝ができるほか、工夫次第では、ユーザーにお店の顔なじみや常連など、新たなつながりを構築できるメリットがあります。県としては、積極的に事業者の参画を促すことで、「ビワコ」を使う体験の充実につなげるとともに、事業者にとっても、宣伝効果が向上するという好循環を生み出していきたいと考えており、これまでに県の施策に参加された方も含め、「ビワコ」のメリットを分かりやすくPRしていきます。

Q 2025年に開催する国スポ・障スポでのまちのコイン「ビワコ」の活用の可能性について。

A 知事　2025年の「わたSAGA輝く国スポ・障スポ」での活用を視野に入れて、県内の事業者に「ビワコ」の活用を呼びかけることは、両大会の機運醸成にもつなげられる可能性があると認識しています。具体的な活用方法は今後検討を重ねる必要がありますが、ご提案いただいたように、関係者の協力を得ながら、来県された選手やボランティアに「ビワコ」を利用してもらえる体験を準備し、県内のお店等を訪問してもらうきっかけとするなど、あらゆる可能性を探っていきたいと思いますし、先ほどご指摘いただいた、YouTubeの登録者や動画の再生回数の増加なども含めて連動させて取り組んでいける可能性があると思います。


10/31 土木交通・警察・企業常任委員会
広島県尾道市の特定非営利活動法人尾道空き家再生プロジェクトを訪問し、「空き家再生の活動について」話を伺いました。
広島県広島市の株式会社水みらい広島を訪問し、今後の委員会審議の参考とするため、「民間主体の水道事業の取組について」伺いました。
11/1 土木交通・警察・企業常任委員会
平成京都築造株式会社(福岡県田川郡福智町)を訪問し、「地方鉄道活性化に向けた取組について」調査しました。
福岡県警察本部における「防犯の取組について」調査するため福岡県議会を訪問しました。
11/2 土木交通・警察・企業常任委員会
国営「海の中道海浜公園」(福岡県福岡市)を訪問し、Park-PFI等による新たな都市公園の魅力づくりについて調査しました。

田中松太郎の日々の活動はSNS等で配信しています！
公式ホームページ
Facebook
Instagram
田中松太郎
http://matsutaro.jp/

(参考様式1)

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	KR04

領収書その他の証拠書類の添付欄

KR04

領　収　証　　田中 松太郎　　様　No.

★　¥150,210.-

但　県政レポート vol 36 制作 折り込み代として

R6年　3月　29日　上記正に領収いたしました

[redacted]

内訳

税率 10%	金額(税抜税込)	136,555-
	消費税額等	13,655-
税率 %	金額(税抜税込)	
	消費税額等	

2001

コクヨ　ウケ-1097

株式会社 クラフト

CRAFT

〒520-3015 滋賀県東近江市安養寺2丁目5-16 ホワイトビル101

TEL 077-554-0748　FAX 077-554-0750

[redacted]

[redacted]

事業名、使途および内容等

県政レポート　Vol. 36

按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	150,210 円

(注) 1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。



滋賀県議会議員

田中松太郎

（たなかまつたろう）



県政レポート

2024年3月 Vol.36

東日本大震災で被災した政府に対し、被災地の復興支援を求める意見書」を、私が中心となり会派から提出し採択しました。これに伴い自民会派と共産党会派が「人が欠けたもの」、「公明」、「維新」、「共産」の各会派が賛成し可決しました。

プロフィール 昭和47年 滋賀県甲賀郡甲南町（現甲賀市甲南町）生まれ 県立水口高校・早稲田大学卒業・同大学院修了 弁護士 米国ニューヨーク州弁護士登録 日弁連・滋賀弁護士会・滋賀県弁護士会 副会長 滋賀県弁護士会 人権擁護委員会 委員長 日弁連 消費者問題対策委員会 委員 滋賀県消費者問題対策委員会 委員長 滋賀県公害審査会 会長 滋賀県公安委員会 委員長 滋賀県警察本部 警察官採用試験 面接官 滋賀県 男女共同参画審議会 委員 滋賀県 行政不服審査会 委員 滋賀県 個人情報保護審議会 委員 滋賀県 情報公開審査会 委員 滋賀県 行政手続審議会 委員 滋賀県 公益認定等委員会 委員 滋賀県 公益通報制度審議会 委員 滋賀県 入札監視委員会 委員 滋賀県 公共事業評価監視委員会 委員 滋賀県 都市計画審議会 委員 滋賀県 都市計画審議会 委員 滋賀県 都市計画審議

2024年3月1日第38号

チームしが県議団 会派ニュース

NEWS #38 2024.3

チームしが県議団
〒520-8577 大津市京町4丁目1-1 県庁本館2階
TEL/077-528-4035 FAX/077-510-6520
MAIL/info@knw.jp

発行責任者/今江政彦　編集責任者/小川榮江

[2月定例会議 代表質問]

「チームしが県議団」を代表し
角田こうや政調会長が質問しました。



令和6年度予算と組織について

Q 5つの柱、2つの取組、特に意識した視点と予算に込めた思いについて

A 世界情勢の緊迫化や物価高騰、気候変動など、変化が激しく先行きが見通せない状況があるなかでも、子ども・若者が夢や希望とともに歩む未来を展望し、「健康しが」を実現するという思い、また来年度は、北の近江振興プロジェクトも2年目となり、さらに取組を拡充することや、万博、国スポ・障スポ開催に向け、レガシーの創出も見据えて準備に注力する年であるとの認識、これらを5つの柱と2つの重点的な取組として予算案をとりまとめた。

加えて、能登半島地震を受け、地震防災力のさらなる強化や、災害や渇水による「水」への注目・重要性の高まりを踏まえた施策を展開したいという思いを込めた。みんなで「健康しが2.0」を創っていきたい。

Q 「子ども若者部」の設置に期待する効果について

A 新たな部は、未来への希望である子ども若者一人ひとりが愛され、夢を持って健やかに育ち、まわりにいる大人も大切に、社会全体で子どもを育み、若者を支える滋賀を実現したいとの思いを込め、3点の効果を狙う。
①意思決定を迅速化し、より効果的・効率的な施策の実施を図る。
②新しい部が多岐にわたる子ども若者施策の司令塔となることで、関係部局とも連携の上、施策を総合的に企画調整し、複合的な課題により的確に対応する。
③新たに「子どもの育ち学び支援課」を設置し、不登校やいじめ対策など、子どもを取り巻く課題に、福祉と教育の観点から「チーム」で対応することにより、子どもの居場所づくりや学びの機会の一層の確保を図る。

能登半島地震と防災・減災について

Q 救援・支援活動を通して得た気づきを今後の防災・減災対策にいかに活かすか

A 派遣した職員からは、例えば、「紙おむつは大人用のニーズが高い」とか「当初は飲料水の需要が高かったが、一週間で置き場所に困る状況になった」などの報告も受けている。被災者や地域によってニーズは様々であり、時間の経過とともに変化していくことから、適時適切に人的・物的支援を行うことの重要性を痛感している。

また、統括支援団体として能登町の支援を行う中で、被災自治体をはじめ、国、関係機関等、多くの関係者との調整の難しさも感じている。

これらの気づきを各種計画や訓練等に反映し、県や市町の受援力の向上や災害対応に活かしていく。

Q 能登半島地震を通して、滋賀県地域防災計画をどのように修正するか

A 地域防災計画は、これまでに発生した災害の教訓等を踏まえ毎年修正を行っている。

能登半島地震では、道路の寸断により救助や支援活動に支障をきたしたことや、住家被害が多いうえ断水が長期化し高齢の被災者が多いことなどから、避難環境を改善するため1.5次や2次避難所などの広域避難の対応が行われている。これらの課題から、計画の修正にあたっては、複数の輸送手段のこと、ライフライン途絶時のトイレなどの避難環境のこと、高齢化の進展を踏まえた自助と共助のこと、また、迅速・的確に対応できる受援ということが現時点での重要な視点であり、国の防災基本計画の修正も踏まえながら、市町や関係機関と協議し修正作業を進めていく。

子ども・子ども・子どもについて

Q 「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の制定の目指すところは

A 新たな条例では、現行の「滋賀県子ども条例」には規定がない子どもの権利を盛り込むとともに、子どもの意見聴取や反映、権利を保障する仕組みなどについて定めたい。

県では、これまでから子ども県議会や高校生サミットなどの取組を進めてきたが、今後は、さらに、様々な分野で子どもや若者の意見を聴き、施策に反映することで、全ての子どもや若者が現在そして将来にわたって幸せに暮らせる子ども真ん中社会を実現する。

Q 県庁の男性職員の育児休業取得の状況と今後の取組みについて

A 令和4年3月に「男性職員の育児休業 100% 宣言」を行い、育休取得を促すことに加え、育休職員を支える職員への適切な評価の実施など取組を強化した。育休を取得しやすい職場づくりのため、昨夏には、全ての職場で、管理職と若手職員が話し合う「福対福行動」も行った。

結果、令和2年度に 27.6%であった男性職員の育休取得率は、令和5年12月末時点で75.3%と大きく向上したが、取得者のうち5.5%は1週間以内と取得期間が短い。

引き続き、業務の効率化、育休取得職員の代替職員の確保等により、取得しやすい環境や期間等、育休の質の向上にも力を入れる。

Q 県内民間企業等における育休取得の現状と、子育てしやすい職場環境づくりへの取組みについて

A 令和5年7月に実施した県労働条件実態調査では、本県の男性の育休取得率は 34.8%。前年度の 21.8%から大きく上昇した。育児・介護休業法の改正による産後パパ育休制度の創設などで、男性の育休取得が社会に認知されてきたことが要因。

今後、県では新たに、就業規則等の見直しを支援することにより働き方改革を一層推進するとともに、育休中の業務代替などを対象とした国の各種助成金などを周知することで、男性育休の取得率、さらには取得日数の向上を促す。

子育てをしやすい社会を目指すには、働き方を変えることが必要であり、誰もが働きやすい、子育てのしやすい職場づくりに向け、国や労働団体、経済団体等とともに、「男性育休が当たり前」の社会を実現したい。



2月5日・6日に、4年ぶりとなる会派の県外調査を実施しました。名古屋市立有松中学校では「校内の教室以外の居場所づくり事業」について、愛知県庁では「ラーケーション」と休み方改革について、愛知県みよし市では母子福祉・ネウボラ政策について、最後に豊田高専では、学生寮などの施設見学を行い組織運営について学び、意見交換し、議論を深めました。得られた知見を今後の政策に反映し、これからも県民の暮らしに寄り添った政治を進めてまいります。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

チームしが県議団　一同



2月定例会議における代表質問の項目

- ☑ 令和6年度予算と組織について
- ☑ 能登半島地震と防災・減災について
- ☐ 北部振興について
- ☐ 文化財の保存と活用について
- ☐ 森林づくりと伊吹山の保全について
- ☐ 生活困窮者支援について
- ☑ 子ども・子ども・子どもについて
- ☐ ダイハツ工業株式会社の生産停止に伴う影響について
- ☐ 観光誘客について
- ☐ 農畜水産行政について
- ☐ THE シガパークについて
- ☐ 医療福祉拠点と病院経営について
- ☐ 特別支援学校について



（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	S01 S02 S03 S04 S05 S06 S07 S08 S09 S10

領収書その他の証拠書類の添付欄

S01

田中　松太郎　様

日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930
滋賀民報	1	380

4,807 円

2023 年 6 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

領収日 6/23 担当者

S02

田中　松太郎　様

日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930
滋賀民報	1	380

4,807 円

2023 年 7 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

領収日 7/27 担当者 [redacted]

その他別紙の通り

事業名、使途および内容等
資料　新聞の購入　（令和5年6月分～令和6年3月分）

按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	48,790 円

（注）１　領収書等は、この様式に添付してください。
２　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
３　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

別紙

S03

田中　松太郎　様

日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930
滋賀民報	1	470

4,897 円

2023 年 8 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

領収日 8/21　扱者 [redacted]

S04

田中　松太郎　様

日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930
滋賀民報	1	470

4,897 円

2023 年 9 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

領収日 9/25　扱者 [redacted]

S05

田中　松太郎　様

しんぶん 領収書 赤旗

2023 年10 月分

4,897 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 10/24　扱者 [redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 [redacted]
しんぶん赤旗

別紙

S 06

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2023 年11 月分

4,897 円(税込)

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
滋賀民報	10%	1	470

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 11/27

日本共産党中央委員会　登録番号 [redacted]

しんぶん赤旗

S 07

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2023 年12 月分

4,897 円(税込)

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
滋賀民報	10%	1	470

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 12/18

日本共産党中央委員会　登録番号 [redacted]

しんぶん赤旗

S 08

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2024 年 1 月分

4,897 円(税込)

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
滋賀民報	10%	1	470

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 1/25

扱者 [redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 [redacted]

しんぶん赤旗

別紙

S 29

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2024 年 2 月分

4,897 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 2/26

日本共産党中央委員会　登録番号 [redacted]

しんぶん赤旗

S 10

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2024 年 3 月分

4,897 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 3/25

日本共産党中央委員会　登録番号 [redacted]

しんぶん赤旗

(参考様式１)

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	H1 H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11
領収書その他の証拠書類の添付欄	

領　収　証

H1 田中松太郎　様　　No.　　2023年4月28日

金額　¥110,000.—

但し令和5年5月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内　訳
[redacted]抜金額
[redacted]費税額等（　%）

センチュリー[redacted]会社
〒528-0035 滋賀県甲[redacted]55-4
TEL.0748-63-7303代[redacted]4497

係 [redacted]

領　収　証

H2 田中松太郎　様　　No.　　2023年5月31日

金額　¥110,000.—

但し令和5年6月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内　訳
[redacted]抜金額
[redacted]費税額等（　%）

センチュリー[redacted]会社
〒528-0035 滋賀県[redacted]1255-4
TEL.0748-63-7303[redacted]3-4497

[redacted]

その他別紙の通り

事業名、使途および内容等	
事務所賃借料（令和5年5月分～令和6年3月分）	
按分による支出の場合の記載事項	按分の率　50/100
政務活動費として支出する額	605,000 円

(注) 1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

別紙

領　収　証

H3

No.

田中松太郎　様

2023年6月30日

金額　¥110,000-

但し令和5年7月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内　訳
[redacted]抜金額
[redacted]税額等（　%）

センチュリー[redacted]会社
〒528-0035 滋賀県[redacted]255-4
TEL 0748-63-7303[redacted]-4497

[redacted]

領　収　証

H4

No.

田中松太郎　様

2023年7月31日

金額　¥110,000-

但し令和5年8月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内　訳
[redacted]抜金額
[redacted]費税額等（　%）

センチュリ[redacted]会社
〒528-0035 滋賀[redacted]坂1255-4
TEL 0748-63-73[redacted]63-4497

[redacted]

領　収　証

H5

No.

田中松太郎　様

2023年8月31日

金額　¥110,000-

但し令和5年9月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内　訳
[redacted]金額
[redacted]税額等（　%）

センチュリ[redacted]式会社
〒528-0035 滋賀[redacted]坂1255-4
TEL 0748-63-73[redacted]-63-4497

[redacted]

別紙

領収証

H6

No.

田中松太郎 様

2023 年 9月29日

金額 ¥110,000-

但し 令和5年10月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
[redacted]抜金額 100,000
[redacted]費税額等(10%) 10,000

センチュリーホ[redacted]社
〒528-0035 滋賀県甲賀[redacted]5-4
TEL.0748-63-7303(代)[redacted]497
登録番号 [redacted]

[redacted]

領収証

H7

No.

田中松太郎 様

2023 年 10月31日

金額 ¥110,000-

但し 令和5年11月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
[redacted]抜金額 ¥100,000
消費税額等(10%) ¥10,000

センチュリーホ[redacted]社
〒528-0035 滋賀県甲賀[redacted]5-4
TEL.0748-63-7303(代)[redacted]497
登録番号 [redacted]

[redacted]

領収証

H8

No.

田中松太郎 様

2023 年 11月30日

金額 ¥110,000-

但し 令和5年12月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
[redacted]税抜金額 ¥100,000
消費税額等(10%) ¥10,000

センチュリー[redacted]会社
〒528-0035 滋賀県甲[redacted]1255-4
TEL.0748-63-7303[redacted]3-4497
登録番号 [redacted]

[redacted]

別紙

領　収　証

No.

田中松太郎　様

2023 年 12 月 28 日

金額　¥ 110,000—

但し令和6年1月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
[redacted] 抜金額 ¥100,000
[redacted] 費税額等(10%) ¥10,000

[redacted]
センチュリーホー[redacted]社
〒528-0035 滋賀県甲[redacted]265-4
TEL.0748-63-7303[redacted]4497
登録番号 [redacted]

[redacted]

領　収　証

No.

田中松太郎　様

2024 年 1 月 31 日

金額　¥ 110,000—

但し令和6年2月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
[redacted] 抜金額 ¥100,000
[redacted] 費税額等(10%) ¥10,000

[redacted]
センチュリーホー[redacted]
〒528-0035 滋賀県甲賀市[redacted]
TEL.0748-63-7303㈱ F[redacted]
登録番号 [redacted]

[redacted]

領　収　証

No.

田中松太郎　様

2024 年 2 月 29 日

金額　¥ 110,000—

但し令和6年3月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
[redacted] 抜金額 ¥100,000
[redacted] 費税額等(10%) ¥10,000

[redacted]
センチュリーホー[redacted]
〒528-0035 滋賀県甲賀市[redacted]
TEL.0748-63-7303㈱ F[redacted]
登録番号 [redacted]

[redacted]

(参考様式1)

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	K01 K03 K05 K07 K09 K11 K13 K15 K17 K19 K21

領収書その他の証拠書類の添付欄

K01

給与明細書(控)

2023 年 5 月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	[redacted]	[redacted] 様

基本給	残業年出						
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出			銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間		

差引支給額
50,000

摘要:

その他別紙の通り

事業名、使途および内容等	
政務活動に備る事務員給与（令和5年5月分～令和6年3月分）	
按分による支出の場合の記載事項	按分の率 50/100
政務活動費として支出する額	275,000 円

(注) 1 領収書等は、この様式に添付してください。
2 政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3 添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

別紙

給与明細書(控)

2023 年 6 月分給与

K03

所属コード	社員No.	氏名
	[redacted]	[redacted] 様

50,000								

支給額合計
50,000

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額	差引支給額
		普通	深夜	休日				回数	時間				
													50,000

摘要:

給与明細書(控)

2023 年 7 月分給与

K05

所属コード	社員No.	氏名
	[redacted]	[redacted] 様

50,000								

支給額合計
50,000

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額	差引支給額
		普通	深夜	休日				回数	時間				
													50,000

摘要:

別紙

給与明細書(控)

2023 年 8 月分給与

K09

所属	社員No.	氏名
	[redacted]	[redacted] 様

基本給	職業手当						
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出			銀行差込額
		普通	深夜	休日				回数	時間		

差引支給額
50,000

摘要:

給与明細書(控)

2023 年 9 月分給与

K09

所属	社員No.	氏名
	[redacted]	[redacted] 様

基本給	職業手当						
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出			銀行差込額
		普通	深夜	休日				回数	時間		

差引支給額
50,000

摘要:

別紙

給与明細書(控)

2023 年 10 月分給与

[redacted] 様

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間 普通	深夜	休日	有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出 回数	時間	銀行振込額

支給									支給額合計
	50,000								50,000
控除									控除合計額
									0

差引支給額 50,000

摘要:

給与明細書(控)

2023 年 11 月分給与

[redacted] 様

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間 普通	深夜	休日	有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出 回数	時間	銀行振込額

支給									支給額合計
	50,000								50,000
控除									控除合計額
									0

差引支給額 50,000

摘要:

別紙

給与明細書(控)

2023 年 12 月分給与

K15

所属	社員No.	氏名
	[redacted]	[redacted] 様

基本給	職業手当						
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	雇用所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出			銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間		

差引支給額
50,000

摘要:

給与明細書(控)

2024 年 1 月分給与

K17

所属	社員No.	氏名
	[redacted]	[redacted] 様

基本給	職業手当						
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	雇用所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出			銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間		

差引支給額
50,000

摘要:

別紙

K19

給与明細書(控)

2024 年 2 月分給与

[redacted] 様

支給								
50,000								

支給合計
50,000

控除								

控除合計
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出		銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間	

差引支給額
50,000

摘要:

K21

給与明細書(控)

2024 年 3 月分給与

[redacted] 様

支給								
50,000								

支給合計
50,000

控除								

控除合計
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出		銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間	

差引支給額
50,000

摘要:

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・選挙関係等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	K02 K04 K06 K08 K10 K12 K14 K16 K18 K20 K22

領収書その他の証拠書類の添付欄

K02

給与明細書(控)　2023 年 5 月分給与

[redacted] 様

基本給	諸手当						
50,000							
支給額							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	雇用保険	所得税	住民税	控除合計
					0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間 普通	深夜	休日	有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出 回数	時間	差引支給額
										50,000

摘要:

その他別紙の通り

事業名、使途および内容等

政務活動に備える事務員給与（令和5年5月分～令和6年3月分）

按分による支出の場合の記載事項	按分の率	50/100
政務活動費として支出する額	275,000 円	

(注) 1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

別紙

K04

給与明細書(控)　2023 年 6 月分給与

所属コード	社員No.	社員氏名
	[redacted]	[redacted] 様

基本給	残業手当						
50,000							
通勤費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	雇用保険	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出		口座振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間	

差引支給額
50,000

摘要:

K06

給与明細書(控)　2023 年 7 月分給与

所属コード	社員No.	社員氏名
	[redacted]	[redacted] 様

基本給	残業手当						
50,000							
通勤費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	雇用保険	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出		口座振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間	

差引支給額
50,000

摘要:

別紙

K08

給与明細書(控)　2023 年 8 月分給与

[redacted] 様

基本給							
50,000							

支給額合計
50,000

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間 普通	深夜	休日	有給 日数	公休 日数	欠勤 日数	私用外出 回数	時間	差引支給額
										50,000

摘要:

K10

給与明細書(控)　2023 年 9 月分給与

[redacted] 様

基本給							
50,000							

支給額合計
50,000

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間 普通	深夜	休日	有給 日数	公休 日数	欠勤 日数	私用外出 回数	時間	差引支給額
										50,000

摘要:

別紙

給与明細書(控)

2023 年 10 月分給与

K12

	[redacted]	[redacted] 様

50,000								

支給額合計
50,000

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				
		普通	深夜	休日				回数	時間			

銀行振込額
50,000

摘要:

給与明細書(控)

2023 年 11 月分給与

K14

	[redacted]	[redacted] 様

50,000								

支給額合計
50,000

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				
		普通	深夜	休日				回数	時間			

銀行振込額
50,000

摘要:

別紙

K16

給与明細書(控)

2023 年 12 月分給与

所属コード	社員	氏名
	[redacted]	[redacted] 様

50,000								

支給額合計
50,000

控除合計額
0

動務日数	動務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出			銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間		

差引支給額
50,000

摘要:

K18

給与明細書(控)

2024 年 1 月分給与

所属コード	社員	氏名
	[redacted]	[redacted] 様

50,000								

支給額合計
50,000

控除合計額
0

動務日数	動務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出			銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間		

差引支給額
50,000

摘要:

別紙

給与明細書(控)

2024 年 2 月分給与

K20

所属	社員	氏名
	[redacted]	[redacted] 様

基本給	職業手当						
50,000							
通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	雇用保険	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出			銀行差込額
		普通	深夜	休日				回数	時間		

差引支給額
50,000

摘要:

給与明細書(控)

2024 年 3 月分給与

K22

所属	社員	氏名
	[redacted]	[redacted] 様

基本給	職業手当						
50,000							
通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	雇用保険	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出			銀行差込額
		普通	深夜	休日				回数	時間		

差引支給額
50,000

摘要: